

「滋賀県障害者プラン」の一部改定について

1. 趣旨

本県の障害者施策の基本指針であるとともに、具体的な施策の推進方策を示した実施計画である「滋賀県障害者プラン」を平成 27 年 3 月に策定し、平成 27 年度から 6 年間の計画期間として、障害のある人もない人も誰もが暮らしやすい共生社会の実現に向けて取組を進めている。

現プランのうち 3 年間の計画としている「重点施策」および「障害福祉サービスの提供体制の確保等に関する事項（障害福祉計画部分）」については平成 29 年度で終期を迎えること、また、昨年の子童福祉法の改正により新たに策定が義務付けられている障害児福祉計画の要素を追加するため、プランの一部を改定する。

2. 計画の位置づけ

- ・障害者基本法第 11 条第 2 項の規定に基づく都道府県障害者計画
- ・障害者総合支援法第 89 条第 1 項の規定に基づく都道府県障害福祉計画
- ・児童福祉法第 33 条の 22 第 1 項の規定に基づく都道府県障害児福祉計画【新】

3. 計画期間

平成 27 年度(2015 年度)から平成 32 年度(2020 年度)の 6 年間(障害者計画)

※うち、重点施策および障害福祉計画／障害児福祉計画は、

平成 30 年度(2018 年度)から 32 年度(2020 年度)までの 3 年間

4. スケジュール

平成29年 5月 障害者施策推進協議会（改定概要・スケジュール等）

8月 分野ごとの小委員会（6回）

9月 障害者施策推進協議会（現計画の評価・骨子案）

10月 厚生・産業常任委員会に報告（骨子案）

11月 障害者施策推進協議会（素案）

12月 厚生・産業常任委員会に報告（素案）

県民政策コメント・各市町への意見照会

平成30年 2月 障害者施策推進協議会（案）

3月 厚生・産業常任委員会に報告（案）

計画策定

滋賀県障害者プラン（改定版）の骨子案

I 基本的事項

- ◆計画策定の背景
 - ・障害者権利条約や、障害者基本法の改正、障害者総合支援法や障害者差別解消法の制定などにより、障害者の権利の実現に向けた取組の強化が必要。
- ◆計画策定の趣旨
 - ・今後の障害者施策の総合的な推進を図るための指針および実施計画として策定。
- ◆計画の位置付け
 - ・障害者基本法に基づく障害者計画、障害者総合支援法に基づく障害福祉計画
 - ・児童福祉法に基づく障害児福祉計画
- ◆計画期間
 - 平成27～32年度の6年間（ただし、VおよびVIは平成30～32年度の3年間）
- ◆計画の推進体制
 - ア 障害者施策推進協議会、障害者自立支援協議会、障害者施策推進本部等において、福祉、医療、労働、教育等の各分野の連携・調整
 - イ 県と市町、事業者、県民等との協働と役割分担

II 基本理念と基本目標

- ◆基本理念
 - 県民一人ひとりが輝ける健やかな滋賀の実現
～みんなでいっしょに働き、みんなとまちで生きる～
 - 障害のある人もない人もお互いに尊重し、理解し、助け合い、全ての人に「居場所と出番」がある共生社会を目指す。
- ◆基本目標
 - “地域でともに暮らし、ともに学び、ともに働き、ともに活動することの実現”

III 現状と今後の課題

- 暮らし

障害のある人の地域生活への移行は少しずつ進んでいるものの、グループホームなど地域における住まいの場の確保をさらに進めることが必要。また、医療的ケア、行動障害など専門的な支援に対応できるサービスや、障害のある人の高齢化に対応できるサービスが少なく、障害のある人が親亡き後の生活の見通しを立てづらい状況。障害のある子どもが放課後や夏季休暇中に利用できる通所サービスが不足しており、また医療的ケアの必要な児童生徒に対する支援も不足。
- 学ぶ

県立特別支援学校の幼児児童生徒数、公立小・中学校の特別支援学級の児童生徒数は増加しており、一人ひとりの障害の状態や教育的ニーズ等に応じた多様な柔軟な学びの場の確保やきめ細やかな指導の充実が必要。
- 働く

障害のある人で働いている人は増加しているものの、特別支援学校高等部の卒業生は当面の間増加もしくは横ばいが見込まれている。一般企業における障害者雇用への理解や受入れのための環境整備が必要であり、就労移行支援事業所の就労実績も伸び悩んでいる。また、様々な相談が働き・暮らし支援センターに集中。特別支援学校高等部卒業生のうち一般企業への就職者の割合は、全国平均に比べて低く、受入企業の開拓、学校での効果的な作業訓練のあり方の検討などが必要。
- 活動する

東京パラリンピックの開催などにより、障害者スポーツへの注目が徐々に高まる中で、実際に障害のある若い人たちがスポーツに触れ、興味を持つ機会は少ない。また、身近な地域で文化芸術活動に取り組める場所や支援できる人材が不足しており、障害のある人の社会参加を促進するための環境整備が必要。また、当事者同士のピア活動の場が少ない。
- 共生のまちづくり

地域のあらゆる場面で、障害者に対する一層の理解や、ユニバーサルデザインのまちづくり、情報アクセシビリティの向上を進めることが必要。また、災害発生時における広域的な支援体制の整備も必要。

障害者虐待防止法や障害者差別解消法に基づく取組により、障害のある人の権利を守る取組の強化が必要。

難病患者に関するサービスや制度の推進に向けて、難病医療体制や在宅療養・相談支援体制の充実が必要。

IV 主要施策の方向

- ともに暮らし
 - ア 地域における住まいの場の確保
 - イ 入所施設から地域生活への移行と地域で生活し続けるための支援
 - ウ 入所施設や住まいの場における障害の特性に応じたサービスの充実
 - エ 生涯を通じた一貫した支援体制の構築
- ともに学ぶ
 - ア 教育環境の充実
 - イ 障害のある児童生徒への教育、相談・支援体制の充実
 - ウ 学校や地域における交流や学習の推進
- ともに働く
 - ア 企業で働く人や働きたい人への支援
 - イ 企業や事業所への障害者雇用についての理解の促進
 - ウ 企業で働くことが困難な人への支援
 - エ 企業、労働、福祉、教育、医療の連携強化
- ともに活動する
 - ア 障害のある人のスポーツの推進
 - イ 障害のある人の文化芸術活動の推進
 - ウ 地域における余暇活動の支援
 - エ 社会参加の促進
 - オ 障害のある人の本人活動や交流への支援
- 共生のまちづくり
 - ア 障害者理解の促進
 - イ 差別の解消および権利擁護の推進
 - ウ 「公私協働による福祉しがらみ」の実践による福祉サービスの向上
 - エ 意思疎通支援や情報アクセシビリティの充実
 - オ 福祉のまちづくりの推進
 - カ 保健・医療サービスの充実
 - キ 防災・防犯体制の充実
 - ク 難病患者に関するサービスや制度の推進

V 重点施策

※下線部は現行プランからの変更部分
※各重点施策における具体的内容は、今後検討

- 発達障害のある人への支援の充実
- 障害のある人の就労支援の促進
- 本人のニーズに合った専門的な支援の充実
- 精神障害のある人への支援の充実
- インクルーシブ教育の推進
- 障害のある子どもへの支援の充実
- 相談機能の充実および地域包括ケアシステムの構築
- 障害者のスポーツ、文化・芸術活動の推進
- 意思疎通支援の充実および情報アクセシビリティの向上【新】
- 「誰一人取り残さない」共生社会づくりに向けた取組【新】

VI 計画の進捗管理

- ・年度ごとの計画の進捗状況の把握
- ・滋賀県障害者施策推進協議会における評価

VII 資料編

- ・障害者の状況等の各種データ
- ・用語集

VI 障害福祉計画および障害児福祉計画

- 障害のある人が望む地域生活を実現するための施策
【目標の設定】
 - ①福祉施設入所者の地域生活への移行者数
 - ②福祉施設入所者の削減数
 - ③県外福祉施設への入所者数【県独自項目】

【取組の方向性】※具体的内容については、今後検討。
- 精神障害のある人が望む地域生活を実現するための施策
【目標の設定】
 - ①滋賀の精神保健医療福祉チームによる圏域推進チーム会議の設置【新】
 - ②精神病床における65歳以上の1年以上の長期入院患者数【新】
 - ③精神病床における65歳未満の1年以上の長期入院患者数【新】
 - ④入院後3か月時点の退院率
 - ⑤入院後6か月時点の退院率【新】
 - ⑥入院後1年時点の退院率

【取組の方向性】※具体的内容については、今後検討。
- 発達障害のある人の支援を充実するための施策【新】
【指標の設定】
 - ①発達障害者支援地域協議会の開催回数【新】
 - ②発達障害者支援センターの相談件数【新】
 - ③発達障害者支援センターおよび発達障害者支援ケアマネジャーの関係機関への助言件数【新】
 - ④発達障害者支援センターおよび発達障害者支援ケアマネジャーの外部機関や地域住民への研修、啓発件数【新】

【取組の方向性】※具体的内容については、今後検討。
- 障害のある人の生活を地域全体で支える仕組みづくり
【目標の設定】
 - ①地域生活支援拠点等の整備

【取組の方向性】※具体的内容については、今後検討。
- 障害のある人の働きたいという思いを実現するための施策
【目標の設定】
 - ①福祉施設利用者のうち就労移行支援事業等を通じ一般就労へ移行する者の数
 - ②就労移行支援事業所の利用者数
 - ③就労移行支援事業所ごとの就労移行率
 - ④就労定着支援事業による支援を開始した時点から1年後の職場定着率【新】
 - ⑤全就労移行支援事業所の就労移行率【県独自項目】

【指標の設定】

 - ⑥就労移行支援事業および就労継続支援事業の利用者のうち一般就労へ移行する者の数
 - ⑦職業訓練の受講者数【新】
 - ⑧福祉施設から公共職業安定所へ誘導する福祉施設利用者数【新】
 - ⑨福祉施設から障害者就業・生活支援センターへ誘導する福祉施設利用者数【新】
 - ⑩公共職業安定所の支援を受けて就職する者の数【新】

【取組の方向性】※具体的内容については、今後検討。
- 障害児支援の提供体制の整備等を促進するための施策 <障害児福祉計画>
【目標の設定】【新】
 - ①重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置【新】
 - ②保育所等訪問支援を利用できる体制の構築【新】
 - ③重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所および放課後等デイサービス事業所の確保【新】
 - ④医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場設置【新】

【指標の設定】【新】

 - ⑤医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数【新】

【取組の方向性】※具体的内容については、今後検討。
- 人材の確保および資質の向上のための施策 ※各項目の具体的内容については、今後検討。
 - ・サービスの提供に係る人材の研修
 - ・障害児者に対する虐待を防止するための施設従事者や市町関係者の人材育成と資質向上
- 障害福祉サービス等の見込量 ※各市町のサービス見込み量を積み上げ、最終案で記載
- 県が実施する地域生活支援事業の見込量 ※具体的内容については、今後検討